

生駒市規則第 17 号

公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 5 月 30 日

生駒市長 山下 真

公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則（平成 14 年 3 月生駒市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び社会福祉法人生駒市社会福祉協議会」を「、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会及び生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。